

○財務省告示第三百六号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、平成三十一年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

平成三十年十一月十二日

財務大臣臨時代理

国務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

各 国 後				各 国 前			
輸出統計品目表				輸出統計品目表			
[略]				[同左]			
統計番号	品 名	単 位		統計番号	品 名	単 位	
		I	II			I	II
[略]				[同左]			
03.01	魚（生きているものに限る。）			03.01	魚（生きているものに限る。）		
	－観賞用の魚				－観賞用の魚		
0301.11	－淡水魚			0301.11	－淡水魚		
	100 <u>－金魚（カラシウス・アウラトゥス）</u>		KG		100 <u>－金魚</u>		KG
	200 <u>－こい（キュプリヌス属のもの）</u>		KG		900 <u>－その他のもの</u>		KG
	900 <u>－その他のもの</u>		KG				
0301.19				0301.19			
）	[略]			）	[同左]		
0301.99				0301.99			
03.02	魚（生鮮のもの及び冷蔵したのものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）			03.02	魚（生鮮のもの及び冷蔵したのものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）		
	[略]				[同左]		
0302.11				0302.11			
）	[略]			）	[同左]		
0302.79				0302.79			
	－その他の魚（第0302.91号から第0302.99号までの食用の魚のくず肉を除く。）				－その他の魚（第0302.91号から第0302.99号までの食用の魚のくず肉を除く。）		
0302.81				0302.81			
）	[略]			）	[同左]		
0302.85				0302.85			
0302.89				0302.89			
	<u>－その他のもの</u>			000 <u>－その他のもの</u>			KG
	100 <u>－ぶり（セリオウラ属のもの）</u>		KG				
	900 <u>－その他のもの</u>		KG				
	[略]				[同左]		
0302.91				0302.91			

03.03	〔略〕		03.03	〔同左〕	
0302.99	魚（冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）		0302.99	魚（冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）	
0303.11	〔略〕		0303.11	〔同左〕	
0303.69	〔略〕		0303.69	〔同左〕	
0303.81	－その他の魚（第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。）		0303.81	－その他の魚（第0303.91号から第0303.99号までの食用の魚のくず肉を除く。）	
0303.84	〔略〕		0303.84	〔同左〕	
0303.89	〔略〕		0303.89	〔同左〕	
	－その他のもの			－その他のもの	
300	－－－たい（たい科のもの）	KG	300	－－－たい（たい科のもの）	KG
400	－－－かつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミスを除く。）	KG	400	－－－かつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミスを除く。）	KG
500	－－－さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクスを除く。）	KG	500	－－－さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクスを除く。）	KG
600	－－－ぶり（セリオール属のもの）	KG	900	－－－その他のもの	KG
900	－－－その他のもの	KG			
0303.91	〔略〕		0303.91	〔同左〕	
0303.99	〔略〕		0303.99	〔同左〕	
03.04	〔略〕		03.04	〔同左〕	
03.08	〔略〕		03.08	〔同左〕	
	〔略〕			〔同左〕	
06.01	〔略〕		06.01	〔同左〕	
06.02	その他の生きている植物（根を含む。）、挿穂、接ぎ穂及びきこ菌糸		06.02	その他の生きている植物（根を含む。）、挿穂、接ぎ穂及びきこ菌糸	
0602.10	〔略〕		0602.10	〔同左〕	
	〔略〕			〔同左〕	

0602.40				0602.40			
0602.90	—その他のもの			0602.90	—その他のもの		
	—樹木及び灌木（接ぎ木してあるかないかを問わない。）			100	—樹木及び灌木（接ぎ木してあるかないかを問わない。）		NO
110	—盆栽		NO				
190	—その他のもの		NO				
900	—その他のもの		KG	900	—その他のもの		KG
06.03	[略]			06.03	[同左]		
06.04	[略]			06.04	[同左]		
[略]				[同左]			
09.01	[略]			09.01	[同左]		
09.02	茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）			09.02	茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）		
0902.10	—緑茶（発酵していないもので、正味重量が3キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）			0902.10	000	—緑茶（発酵していないもので、正味重量が3キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）	KG
100	—粉末状のもの		KG				
900	—その他のもの		KG				
0902.20	—その他の緑茶（発酵していないものに限る。）			0902.20	000	—その他の緑茶（発酵していないものに限る。）	KG
100	—粉末状のもの		KG				
900	—その他のもの		KG				
0902.30	[略]			0902.30	[同左]		
0902.40	[略]			0902.40	[同左]		
09.03	[略]			09.03	[同左]		
∫	[略]			∫	[同左]		
09.10	[略]			09.10	[同左]		
[略]				[同左]			
11.01	[略]			11.01	[同左]		
11.02	穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）			11.02	穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）		
1102.20	[略]			1102.20	[同左]		
1102.90	—その他のもの			1102.90	000	—その他のもの	MT
100	—米粉		MT				
900	—その他のもの		MT				
11.03	[略]			11.03	[同左]		
∫	[略]			∫	[同左]		

11.09				11.09			
[略]				[同左]			
16.01		[略]		16.01		[同左]	
16.03				16.03			
16.04		魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物 一魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）		16.04		魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物 一魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）	
1604.11				1604.11			
1604.13		[略]		1604.13		[同左]	
1604.14		一まぐろ、はがつお（サルダ属のもの）及びかつお 一一気密容器入りのもの		1604.14		一まぐろ、はがつお（サルダ属のもの）及びかつお 一一気密容器入りのもの	
	110	一一一一まぐろ	KG		111	一一一一油漬けのもの	KG
					119	一一一一その他のもの	KG
	120	一一一一はがつお及びかつお	KG		120	一一一一はがつお及びかつお	KG
	900	一一一その他のもの	KG		900	一一一その他のもの	KG
1604.15				1604.15			
1604.32		[略]		1604.32		[同左]	
16.05		[略]		16.05		[同左]	
[略]				[同左]			
23.01		[略]		23.01		[同左]	
23.02		ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。）		23.02		ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。）	
2302.10		[略]		2302.10		[同左]	
2302.30		[略]		2302.30		[同左]	
2302.40	000	一その他の穀物のもの	MT	2302.40		一その他の穀物のもの	
					100	一一米のもの	MT

					900	—その他のもの			MT
2302.50	[略]			2302.50		[同左]			
23.03				23.03					
∫	[略]			∫		[同左]			
23.09				23.09					
[略]				[同左]					
71.01	[略]			71.01		[同左]			
∫	[略]			∫		[同左]			
71.07				71.07					
71.08	金（白金をめつきした金を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。） —マネタリーゴールド以外のもの			71.08		金（白金をめつきした金を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。） —マネタリーゴールド以外のもの			
7108.11	[略]			7108.11		[同左]			
7108.12	—その他の形状のもの（加工してないものに限る。）			7108.12	000	—その他の形状のもの（加工してないものに限る。）			GR
	100 —製錬者を示すマーク、製造番号、純度及び重量を刻印したもの		GR						
	900 —その他のもの		GR						
7108.13	[略]			7108.13		[同左]			
7108.20	[略]			7108.20		[同左]			
71.09				71.09					
∫	[略]			∫		[同左]			
71.18				71.18					
[略]				[同左]					
輸入統計品目表				輸入統計品目表					
[略]				[同左]					
[略]				[同左]					